土地改良区の解散.

公

告

第 千三百十九号

発

起

(月曜日) 四月二十六日 八月曜日) 成

示

告

目

次

地籍調査事業計画. 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生. (農村整備課) 改団 善体

経 課営

:

青森県告示第三百十号

十六年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、

平成

:

平成十六年四月二十六日

(農村整備課)

:

:

=

者の名が

称う

調

查

地

域

調

查

期

間

同

県営土地改良事業計画変更の決定.

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示.....

(教育政策課)

:

弘

前

市

大字坂元字前沢、字山下の一部及び字赤沢大字小沢字鶴子沢及び字大畑沢

青

森

市

大字新城字平岡の

部

十成二平

告

青森県告示第三百九号

要件に適合すると認めたので、 の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する 漁業災害補償法 (昭和三十九年法律第百五十八号) 同条第五項において準用する同法第百五条の一 第百八条第二項の規定により次 第四項

の規定により公示する。

·成十六年四月二十六日

青森県知 事 Ξ 村

申

吾

五所川原市

大字飯詰字影日沢の一部及び字石田の

部

部部部部

示

黒

石

市

のの町

-ග් 部部:

緑緑大大西黒大大大大大大大 町町町町ケ石字字字字字字 ニーニー丘の元大後2甲2 丁丁丁丁の一町板大大大徳 目目目目一部の町工工工兵 のののの部 一 町町町町

部

八

戸

市

目及び字中巻目大字湊町字下大久保道、

字中沢巻目、

字下沢巻

青森県知

事 Ξ 村 申 吾

八戸市大字大久保字坂ノ脇一五の八 八戸市湊高台七丁目一六の八 人の住所及び氏名 (名称) 大西 吉則 孝 八戸第 $\overline{\mathsf{X}}$ X 域 域 業 行うの漁船により いかつり漁 り漁 $\overline{\mathsf{X}}$ 分

む つ

> 大湊 浜町の の 部部

市

公

土地改良区の解散

より公告する。 り、佐井村土地改良区は、平成十六年四月十九日解散したので、同条第三項の規定に 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十七条第一項第一号の規定によ

平成十六年四月二十六日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

県営土地改良事業計画変更の決定

覧に供する。 条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦 西田2期地区の県営土地改良事業 (土地改良総合整備事業) 計画を変更したので、同 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

平成十六年四月二十六日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

縦覧の期間

平成十六年四月二十七日から同年五月二十八日まで

縦覧の場所

岩木町役場 弘前市役所

教 育 委 員

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

第三百七十二号) 第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成七年政令

平成十六年四月二十六日

同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

青森県教育委員会教育長

花 田 隆

則

物品等の名称及び数量

教育庁コンピュー タシステムの賃貸借

契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁教育政策課

青森市新町二丁目三の一

契約の方法

Ξ

随意契約

契約の相手方を決定した日

四

平成十六年四月一日

契約の相手方の名称及び住所

五

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目一の一

六 契約金額

四千九百八十二万三千二百九十二円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

|号の規定を適用したものである。

契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格をもって見積りをした者を契約の相手方としたものであ

ಕ್ಕ

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚二付十五円一銭

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号